



# 宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日 (金曜日) 号外 第 6 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 条 例

条 例	頁	
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 3		○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) 7
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 4		○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 8
○宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 4		○障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例…………… ( “ ) 9
○病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課) 6		○職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (こども家庭課) 10
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (国民健康保険課) 6		○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境管理課) 15
○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例… (長寿介護課) 6		○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁業管理課) 15

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第9号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

令和6年度以降のロータリー・エンジンを搭載した自動車の自動車種別割について、制度趣旨に基づき適切に賦課徴収を行うため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

住民基本台帳法の改正に伴い、知事以外の執行機関に都道府県知事保存附票本人確認情報の提供を可能とする等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

### ◎ 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第12号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

医療法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第13号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
介護療養型医療施設の経過措置期間の終了に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第16号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例（条例第17号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定める等、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
水質汚濁防止法施行令等の改正に伴い、排水基準の項目及び許容限度について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
  
- ◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第20号）
  - 1 改正の理由及び主な内容  
漁港漁場整備法の改正に伴い、土砂採取料等を納付しなければならない者を新たに定める等、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第 9 号

## 宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和 29 年宮崎県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第 61 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ローター・エンジンを搭載した自動車の種別割の税率は、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。）に 1.5 を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第 1 項及び前項の規定を適用する。</p> <p>5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 2 条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成 28 年改正前の地方税法」という。）第 145 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により平成 28 年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって、平成 28 年改正前の地方税法第 146 条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成 28 年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの法律の施行地外において法第 146 条第 2 項に規定する運行に相当するものとして省令附則第 5 条の 2 の 2 で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び自家用の特種用途車のうちキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、<u>第 61 条の規定にかかわらず、1 台について、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じ、同表の第 3 欄に定める額とする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第 61 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 ローター・エンジンを搭載した自動車の種別割の税率は、総容積（一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積をいう。<u>以下同じ。</u>）に 1.5 を乗じて得た数値を総排気量とみなして、第 1 項及び前項の規定を適用する。</p> <p>5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 2 条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成 28 年改正前の地方税法」という。）第 145 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により平成 28 年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって、平成 28 年改正前の地方税法第 146 条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成 28 年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの法律の施行地外において法第 146 条第 2 項に規定する運行に相当するものとして省令附則第 5 条の 2 の 2 で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車及び自家用の特種用途車のうちキャンピング車、放送宣伝車若しくは事務室車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、<u>第 61 条第 1 項の規定にかかわらず、1 台について、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じ、同表の第 3 欄に定める額とする。この場合において、同条第 4 項に規定する自動車については、総容積に 1.5 を乗じて得た数値を総排気量とみなして、この項の規定を適用するものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（3 輪の小型自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第 1 項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じ、同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車のうち、前条第 1 項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じ、同表の第 3 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる字句とする。</p>

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(種別割に関する経過措置)
- この条例による改正後の宮崎県税条例第61条及び附則第12条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の種別割について適用し、令和5年度分までの種別割については、なお従前の例による。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>21の4</td> <td><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			21の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u>	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事</th> <th>務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>21の4</td> <td><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町 村	[略]			21の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u>	[略]	[略]		
事	務	市 町 村																							
[略]																									
21の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u>	[略]																							
[略]																									
事	務	市 町 村																							
[略]																									
21の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務</u>	[略]																							
[略]																									

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第</p>	<p>(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による都道府県知事保存本人確認情報（法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報等を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第</p>

<p>2のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第6条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報の提供及び利用の状況の公表)</p> <p>第7条 知事は、少なくとも毎年1回、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第8条 法第30条の40第1項に規定する審議会は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。</p>	<p>2号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)及び法第30条の44の6第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報(法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。)(以下これらを「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)のうち住民票コード以外のものの知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報等のうち住民票コード以外のものを記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p>(本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第6条 法第30条の15第2項第2号及び法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報等の提供及び利用の状況の公表)</p> <p>第7条 知事は、少なくとも毎年1回、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報等の提供及び利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報等の保護に関する審議会)</p> <p>第8条 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する審議会は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。</p>
---	--

第2条 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(本人確認情報等の保護に関する審議会)</p> <p>第8条 法第30条の40第1項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する審議会は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。</p>	<p>(本人確認情報等の保護に関する審議会)</p> <p>第8条 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する審議会は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第12条に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。</p>

(宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>

第4条 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議</p>	<p>(設置等)</p> <p>第12条 次に掲げる事務を行わせるため、宮崎県個人情報保護審議</p>

会（以下「審議会」という。）を置く。 (1)・(2) [略] (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議すること。 (4)・(5) [略]	会（以下「審議会」という。）を置く。 (1)・(2) [略] (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議すること。 (4)・(5) [略]
--	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第12号

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(病院の人員の基準) 第5条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない人員は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 病床数が100以上の病院にあっては、1人の栄養士 (5)・(6) [略] 2 [略]	(病院の人員の基準) 第5条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない人員は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 病床数が100以上の病院にあっては、1人の栄養士又は管理栄養士 (5)・(6) [略] 2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(財政安定化基金拠出金の徴収) 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の38</u> とする。 2～4 [略]	(財政安定化基金拠出金の徴収) 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の41</u> とする。 2～4 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「

法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)の規定に基づき、指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)並びに指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及びこれに基づく省令並びに旧法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

(指定介護療養型医療施設の基本方針)

第11条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第15号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年宮崎県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(趣旨)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(

法」という。)の規定に基づき、指定居宅サービス、共生型居宅サービス及び基準該当居宅サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)並びに指定介護予防サービス、共生型介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。



昭和25年法律第 123号。以下「法」という。) 第38条の2第3項の規定に基づき、任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第20条の5各号に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、任意入院者が入院した日の属する月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。ただし、当該任意入院者が省令第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者であるときは、これらの報告に加えて当該入院した日の属する月を初月として6月を経過する月に行わなければならない。

昭和25年法律第 123号。以下「法」という。) 第38条の2第2項の規定に基づき、任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。)第20条の5各号に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、任意入院者が入院した日の属する月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。ただし、当該任意入院者が省令第20条の4第2号に掲げる要件に該当する者であるときは、これらの報告に加えて当該入院した日の属する月を初月として6月を経過する月に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件)	(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件)
第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項、第24条の9第3項及び第24条の10第4項で準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>医療型児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。	第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項、第24条の9第3項及び第24条の10第4項で準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。
(指定通所支援の事業等の一般原則)	(指定通所支援の事業等の一般原則)
第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。	第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> (基準該当通所支援の事業を行う者を含む。)は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	2 <u>指定障害児通所支援事業者</u> (基準該当通所支援の事業を行う者を含む。)は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び	3 <u>指定障害児通所支援事業者</u> は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社



社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部改正）

第2条 宮崎県看護師等修学資金貸与条例（昭和41年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（シに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>キ <u>母子保健法（昭和40年法律第 141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）</u></p> <p>ク～シ [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（シに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 児童福祉法第7条第2項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>キ <u>児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）</u></p> <p>ク～シ [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第17号

##### 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成28年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする不利益な取扱いの禁止及び差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする不利益な取扱いの禁止及び差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）<u>。以下「法」という。</u>）と相まって、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について</p>

<p>必要かつ合理的な配慮を<u>するよう努めなければならない。</u>                  （宮崎県障がい者差別解消支援協議会）</p> <p>第11条 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、宮崎県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 第7条各号に掲げる障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。</p> <p>3 [略]                  （勧告）</p> <p>第14条 協議会は、<u>不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、当該関係当事者が必要な措置を<u>取る</u>ように勧告することを求めることができる。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による協議会からの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、<u>不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</u></p>	<p>必要かつ合理的な配慮を<u>しなければならない。</u>                  （宮崎県障がい者差別解消支援協議会）</p> <p>第11条 <u>法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、宮崎県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>2 協議会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 第7条各号に掲げる障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案<u>又は第8条第1項若しくは第2項の規定による合理的な配慮の提供義務の違反に該当する事案</u>（以下「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。</p> <p>3 [略]                  （勧告）</p> <p>第14条 協議会は、<u>前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、対象事案の関係当事者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、当該関係当事者が必要な措置を<u>とる</u>ように勧告することを求めることができる。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による協議会からの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、<u>対象事案の関係当事者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</u></p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）</u>又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して行う福祉に関する業務</p> <p>（2） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第6条 社会福祉業務手当は、職員（給与条例第4条の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき、従事日数に応じて支給する。</p> <p>（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）</u>又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき、保護、育成又は更生の措置等を必要とする者を訪問し、又は面接して行う福祉に関する業務</p> <p>（2） [略]</p> <p>2 [略]</p>

（宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設(以下「女性保護施設」という。)の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 女性保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(最低基準と女性保護施設)

第3条 女性保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 女性保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第6条 女性保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 女性保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所(以下「女性相談所」という。)から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(第16条第4項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他当該女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 女性保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

（職員）

第8条 女性保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 女性保護施設の職員は、専ら当該女性保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 3 女性保護施設の職員は、自己研鑽<sup>きんせん</sup>に励み、入所者に対し適切な処遇を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 4 女性保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（施設長の資格要件）

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。

(2)・(3) [略]

（設備の基準）

第10条 女性保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)・(2) [略]

- (3) 複数の避難口の確保、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性保護施設は、事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（職員配置の基準）

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号に規定する職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2人以上

(3) 栄養士又は調理員 1人以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1人以上

(5) 事務員 1人以上

(6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員  
当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 3 女性自立支援施設の職員は、自己研鑽<sup>きんせん</sup>に励み、入所者に対し適切な支援を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（施設長の資格要件）

第10条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2)・(3) [略]

（設備の基準）

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)・(2) [略]

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設は、事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室の基準は、次のとおりとする。
- ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
- イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
- ウ [略]
- (2)・(3) [略]
- (4) 食堂及び調理室は、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- (5) [略]

(居室の入所定員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第12条 女性保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 女性保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 女性保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 [略]

3 栄養士を置かない女性保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

- (1) 居室の基準は、次のとおりとする。
- ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
- イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直面して設けること。
- ウ [略]
- (2)・(3) [略]
- (4) 食堂及び調理室は、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。
- (5) [略]

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、入所者の心身の状況、意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 [略]

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、

（保健衛生）

第14条 女性保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性保護施設は、当該女性保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第15条 女性保護施設は、当該女性保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 入所者に係る金銭が給付金の支給の趣旨に従って用いられること。
- (3)・(4) [略]

（秘密保持等）

第16条 女性保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 女性保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（関係機関等との連携）

第17条 女性保護施設は、女性相談所、福祉事務所、警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施しなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3)・(4) [略]

（関係機関との連携）

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター（法第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）、女性相談支援員（法第11条第1項に規定する女性相談支援員をいう。）、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条の規定により施設長に任用されている者は、第2条の規定による改正後の宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定により施設長に任用された者とみなす。
- 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第8条第3項の規定により女性自立支援施設とみなされる施設における居室の床面積及び入所人員については、当分の間、改正前の条例第10条第4項第1号ア及び第11条に規定する基準によることことができる。ただし、この条例の施行の日以後において、当該施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第19号

## みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第47条関係）				別表第1（第47条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 大淀川水域に係る上乗せ排水基準				2 大淀川水域に係る上乗せ排水基準			
区 分	項目及び許容限度			区 分	項目及び許容限度		
	[略]	大腸菌群数（単位 1立方センチメー トルにつき個）			[略]	大腸菌数（単位1 ミリリットルにつ きコロニー形成単 位）	
			[略]				[略]
昭和56年8月1 日前に設置され ている特定事業 場（特定施設の 設置の工事をし ているものを含 む。）	[略]	排出水量25 立方メートル 以上50立 方メートル 未満のもの	[略] 3,000	昭和56年8月1 日前に設置され ている特定事業 場（特定施設の 設置の工事をし ているものを含 む。）	[略]	排出水量25 立方メートル 以上50立 方メートル 未満のもの	[略] 800
昭和56年8月1 日以降に設置さ れる特定事業場	[略]	排出水量25 立方メートル 以上50立 方メートル 未満のもの	[略] 3,000	昭和56年8月1 日以降に設置さ れる特定事業場	[略]	排出水量25 立方メートル 以上50立 方メートル 未満のもの	[略] 800
[略]				[略]			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第20号

## 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「	第1条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管



漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(土砂採取料等)

第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の一部の占用の許可を受けた者は、別表第2に掲げる土砂採取料又は水域等占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。

2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(土砂採取料等)

第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂の採取若しくは水面若しくは土地の一部の占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は水域等占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。

2 [略]